

エネルギー価格の高騰の影響を受ける市内の中小企業者・小規模企業者を支援するため、市内の工場・店舗・事務所等で使用する事業用の設備・機器を更新し、省エネ化するための必要な経費に対し、予算の範囲内において、笠岡市中小企業者等省エネ機器更新支援補助金を交付します。(要件や申請手続等も含めて、必ず笠岡市ホームページを御確認ください。)

1 補助事業者

次の要件をすべて満たす市内の中小企業者・小規模企業者とする。

- (1) 笠岡市内に事業所を有する者
- (2) 令和7年12月5日までに省エネ設備・機器の購入、設置、支払、実績報告が完了できる者
- (3) 今後も事業を継続する意思がある者
- (4) 市税の滞納がない者

2 補助事業

補助事業は、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内の工場・店舗・事務所等で使用する事業用の設備・機器を更新し、省エネ化するもの
- (2) 対象設備・機器は、LED照明設備、空調機器、冷凍・冷蔵庫とする。
- (3) 更新前と比較し、設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとに5%以上の省エネルギー効果が見込まれるもの
- (4) 更新する対象設備・機器に係る補助対象経費の合計金額は30万円以上（税抜）とする。

※補助対象外

- (1) 自宅兼事務所等に設置するもの
- (2) 事業用ではない省エネ設備・機器を導入するもの

3 補助対象経費

対象設備・機器となるLED照明設備、空調機器、冷凍・冷蔵庫の購入費、運搬費及び設置工事費に係る経費

4 補助金の額

補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限50万円、下限10万円とする。補助金は、予算の範囲内で交付する。

5 交付申請手続

事前に、補助金交付申請書兼誓約書に必要書類一式を添えて、市に持参してください。

申請期限：令和7年5月1日（木）から令和7年8月29日（金）まで

※予算の範囲内での補助金交付となるため、予算額に達した場合、申請期限よりも早期に受付を終了いたします。

※本補助金交付申請回数：同一の事業者について1回限り

6 補助金の支払

補助金は実績報告を確認し、交付すべき補助金の額を確定した後にお支払いします。

7 問い合わせ先

商工観光課 TEL：0865-69-1188